

平成 30 年度工事監査

監査の種別 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査
監査の対象 工事件名：福祉センター設備改良工事（機械設備）
所管部課：都市建設部施設公園課（工事施工課）
総務部契約管財課（契約担当課）
実施期間 平成 30 年 11 月 15 日から平成 31 年 2 月 26 日まで
監査委員 田村 桂一 ・ 原田 剛

【意見・要望等】

指摘事項	改善等措置
<p>1 中庭室外機の防護について</p> <p>地下 1 階の空調工事については、中庭に複数の室外機を新設することが予定され、設置予定箇所の基礎工事が進められている。</p> <p>しかしながら、中庭は福祉まつりや福祉バザー等の行事において多くの市民が利用する機会があり、子供のいたずらやボール遊び等により設置した室外機が損傷する恐れがある。</p> <p>本来、不特定多数の一般市民の利用が想定される場所に機械設備を設置すべきではないが、建物の構造上の理由により設置がやむを得ないのであれば、室外機の周囲に防護柵を設けるなどの対策を講じられたい。</p>	<p>建物の構造上、中庭に室外機を設置せざるを得ないため、室外機のファン部分に「防護パネル」を設置した。</p>
<p>2 施工体制台帳について</p> <p>施工業者と二次下請や三次下請を含めた全ての下請業者との体制を記載している施工体制台帳を確認したところ、一部の書類が最新の内容ではなかった。</p> <p>既存設備の改良工事は多くの下請業者が入れ替わり作業に入ることから、現場代理人は、現場で作業を行う全ての業者を把握し、指示系統を理解しておくためにも、施工体制台帳の内容を常に最新の状態にしておくよう習慣化されたい。</p>	<p>施工体制台帳について常に最新の状態を保つよう受注者に対し指導する。</p>

3 新規入場者調査票について

新規入場者調査票の元請業者確認欄への捺印又は署名の漏れが見受けられた。また、作業員の健康診断日について不明確な記載が見受けられた。

現場代理人は、下請業者が提出する書類の記載内容をよく確認し、確認欄への捺印又は署名を忘れずに行われたい。

新規入場者調査票について常に適正な状態を保つよう受注者に対し指導する。